

○ 施設機能監視制度の実施手続について（平成5年10月20日付け5構改B第1292号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照条文

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現行（最終改正：平成23年4月1日22農振第2206号農林水産省農村振興局長通知）
<p>第1 申請前の手続</p> <p>1 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項の法第3条に規定する資格を有する者（以下「3条資格者」という。）、法第85条の2第1項の市町村又は法第85条の3第1項若しくは第6項の土地改良区（以下「申請人」という。）は、農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業を国営事業（要綱第2に掲げる事業に限る。）として施行することを申請する場合であって、施設機能監視制度（要綱第1の1に掲げるものをいう。）の適用を受けようとするときは、法に定める手続を開始する前に、地方農政局（北海道にあつては<u>国土交通省北海道開発局</u>、沖縄県にあつては<u>内閣府沖縄総合事務局</u>。以下同じ。）、都道府県及び市町村と十分に協議するものとし、本制度の適用について都道府県及び市町村の内諾を得ておくものとする。</p> <p>2 申請人は、法第85条第2項、法第85条の2第2項又は法第85条の3第2項若しくは第7項の規定により当該土地改良事業計画の概要等を作成するに当たっては、当該土地改良事業計画の概要において、予定される第二種工事（次に掲げる指定工程を含む工事であつて、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条の2第4項第4号ロの工事をいう。以下同じ。）及び指定工程（同項第3号に定める、農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものであつて、要綱第3の1に定める基準に該当する工程をいう。以下同じ。）を明記するとともに、負担金に関する事項において、第一種工事（第二種工事以外の工事であつて、令第52条の2第4項第4号イの工事をいう。以下同じ。）及び指定工程を除く第二種工事に係る負担金の支払は、原則として当該工事が完</p>	<p>第1 申請前の手続</p> <p>1 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第1項の<u>15人以上の</u>法第3条に規定する資格を有する者（以下「3条資格者」という。）、法第85条の2第1項の市町村又は法第85条の3第1項若しくは第6項の土地改良区（以下「申請人」という。）は、農業用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業を国営事業（要綱第2に掲げる事業に限る。）として施行することを申請する場合であつて、施設機能監視制度（要綱第1の1に掲げるものをいう。）の適用を受けようとするときは、法に定める手続を開始する前に、地方農政局（北海道にあつては北海道開発局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）、都道府県及び市町村と十分に協議するものとし、本制度の適用について都道府県及び市町村の内諾を得ておくものとする。</p> <p>2 申請人は、法第85条第2項、法第85条の2第2項又は法第85条の3第2項若しくは第7項の規定により当該土地改良事業計画の概要等を作成するに当たっては、当該土地改良事業計画の概要において、予定される第二種工事（次に掲げる指定工程を含む工事であつて、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第52条の2第4項第4号ロの工事をいう。以下同じ。）及び指定工程（同項第3号に定める、農業用排水施設の機能が当該農業用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものであつて、要綱第3の1に定める基準に該当する工程をいう。以下同じ。）を明記するとともに、負担金に関する事項において、第一種工事（第二種工事以外の工事であつて、令第52条の2第4項第4号イの工事をいう。以下同じ。）及び指定工程を除く第二種工事に係る負担金の支払は、原則として当該工事が完</p>

了した年度の翌年度の初日から開始される旨を明記し、併せて第一種工事及び指定工程を除く第二種工事の事業費の総額及び内訳を定めるものとし、当該土地改良事業計画の概要及び負担金に関する事項を示して3条資格者又は土地改良区の組合員の3分の2以上の同意を得ることとする。

### 第3 土地改良事業計画の変更

土地改良事業計画の確定後、法第88条の規定に基づき土地改良事業計画の変更を行うときの取扱いについても、第1及び第2と同様とする。

(別紙様式第2号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

農林水産大臣

国営〇〇土地改良事業（〇〇〇〇〇〇）の負担金の支払期間の始期の指定について

このことについて、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第4項第4号の規定に基づき、下記に掲げる指定工程を除く工事の負担金について〇〇年度の初日を支払期間の始期として指定したいので、貴職の同意を得るべく協議する。

記

1. ～4. (略)

(別紙様式第3号)

了した年度の翌年度から開始される旨を明記し、併せて第一種工事及び指定工程を除く第二種工事の事業費の総額及び内訳を定めるものとし、当該土地改良事業計画の概要及び負担金に関する事項を示して3条資格者又は土地改良区の組合員の3分の2以上の同意を得ることとする。

### 第3 土地改良事業計画の変更

土地改良事業計画の確定後、法第87条の3の規定に基づき土地改良事業計画の変更を行うときの取扱いについても、第1及び第2と同様とする。

(別紙様式第2号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

農林水産大臣

国営〇〇土地改良事業（〇〇〇〇〇〇）の負担金の支払期間の始期の指定について

このことについて、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第4項第4号の規定に基づき、下記に掲げる指定工程を除く工事の負担金について〇〇年度を支払期間の始期として指定したいので、貴職の同意を得るべく協議する。

記

1. ～4. (略)

(別紙様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

農林水産大臣

国営〇〇土地改良事業(〇〇〇〇〇〇)の負担金の支払期間の始期の指定について

このことについては、年 月 日付け 第 号をもって負担金の支払の同意を得ているところであるが、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第4項第4号の規定に基づき、負担金の支払期間の始期を〇〇年度の初日とするので通知する。

番 号  
年 月 日

〇〇〇知事 殿

農林水産大臣

国営〇〇土地改良事業(〇〇〇〇〇〇)の負担金の支払期間の始期の指定について

このことについては、年 月 日付け 第 号をもって負担金の支払の同意を得ているところであるが、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第4項第4号の規定に基づき、負担金の支払期間の始期を〇〇年度とするので通知する。